

## 交通対策本部の開催について

平成24年は、春の全国交通安全運動以降、通学中の子どもが被害者となる事故を始めとして痛ましい交通事故の発生が続いた。

このため、平成24年9月14日（金）に、秋の全国交通安全運動に先がけ、関係省庁間で現在の取組等について情報共有を図り、一層連携して交通安全対策に取り組んでいくため、中央交通安全対策会議交通対策本部を開催した。

今回の会議には、内閣府特命担当大臣からの依頼により、交通安全対策に関係が深い省（法務省、文部科学省、国土交通省）の副大臣も出席した。

関係省庁の副大臣等からは、次のような説明があった。

- ・文部科学副大臣 「文部科学省における通学路の交通安全確保に関する取組について」
- ・国土交通副大臣 「通学路における交通安全確保の取組状況」  
「高速ツアーバスの安全確保のための取組状況」
- ・法務副大臣 「法制審議会第167回会議（平成24年9月7日開催）における諮問事項」
- ・警察庁長官 「通学路の安全確保に関する取組について」  
「一定の病気等に起因する交通事故への対応について」  
「無免許運転への対応について」

交通対策本部長である内閣府特命担当大臣は、会議の最後に、「国の現在の『第9次交通安全基本計画』においては、『人命尊重の理念に基づき、道路交通事故のない社会』を目指し、また、特に、『人優先の交通安全思想を基本』として、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要であることなどを定めており、この計画の基本理念等を今一度御確認いただき、関係府省庁連携して一層の交通安全対策に取り組んでいただきたい」旨発言した。

中央交通安全対策会議交通対策本部は、交通の安全の確保等のために、関係行政機関相互の緊密な連携、連絡を図るとともに、総合的・効果的な対策を行うための機関で、「飲酒運転の根絶について」、「『交通事故死ゼロを目指す日』の実施について」などの決定や、毎年春・秋の全国交通安全運動推進要綱の決定を行っている。



### 【政府ホームページ掲載先】

交通対策本部（平成24年9月14日開催分）の議事概要は、下記ホームページに掲載している。  
<http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/sougou/pdf/20120914/gijigaiyo.pdf>